

新潟県保険医会 FAXニュース 歯科版

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越 2-17-5

TEL (025) 241-8625

FAX (025) 241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

■ 施設基準の 8 月定例報告について ———— 歯援診・ペア評価料は必ず報告を

- ▶ 施設基準等の届出を行っている医療機関は、**8月31日(月)**までに、厚生局新潟事務所へ下記様式を提出する必要があります。
- ▶ 各様式は関東信越厚生局WEBサイトよりダウンロードし、厚生局新潟事務所宛に1部郵送してください。ただし、ベースアップ評価料の報告書のみメールでの提出となります。
- ▶ 定例報告の詳細、報告が必要な施設基準や各種様式は、関東信越厚生局 WEB サイト「施設基準等の届出状況等の報告について（令和8年度定例報告）」よりご確認ください。

(1) 自己点検

自院が届け出ている施設基準について、**要件を満たしているか自己点検を行います**

今次診療報酬改定で多くの項目が定例報告から除外されましたが（歯初診、実地指及び訪衛指の算定実績、選定療養の実施状況など）、各医療機関で要件を満たしているかの確認は必要です。歯援診1および2、歯援病は引き続き報告が必要です。

➡ **要件を満たしていない施設基準があった場合は以下を提出します。**

- ☒ 施設基準の届出の確認について（別添2-2）
- ☒ 要件を満たしていない施設基準の「施設基準に係る辞退届」

➡ **届け出ている全ての施設基準が要件を満たしている場合、上記の提出は不要です。**

(2) 自己点検とは別に報告が必要な施設基準

- ▶ 報告が必要な施設基準（歯援診1、歯援診2、歯援病）を届け出ている場合、別に定められた様式をダウンロードして提出する必要があります。
- ▶ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料については郵送でなく以下の報告書をメールで提出する必要があります。

【令和7年度 賃金改善実績報告書】

- ・報告期間…令和7年4月～令和8年3月
- ・別添「賃金改善実績報告書」を用いて報告します。
- ・様式95～99によりベースアップ評価料の届出を行った際に用いたExcelファイルの賃金改善計画書シートに変更がない場合は、同じExcelファイルに含まれる様式98の賃金改善実績報告書シートを用いることができます。

【令和8年度 賃金改善中間報告書】

- ・報告期間…令和8年6月～令和8年7月
- ・様式100「賃金改善中間報告書」を用いて報告します。別添1又は別添2のいずれを用いるかは以下の通りです。
- ① 別添1…②以外の場合
- ② 別添2…同一の給与体系に基づく医療機関を複数有している法人が、複数の医療機関を集約して中間報告を行う場合

(3) 提出・問い合わせ先

関東信越厚生局新潟事務所

〒950-0088 新潟市中央区万代2-3-6 新潟東京海上日動ビルディング1階

電話:025-364-1847

■ 高額療養費制度 8月より患者負担増

8月1日より、高額療養費制度の自己負担上限額が引き上げられました。

今回の引き上げは第一弾であり、来年8月には第二弾として更なる引き上げと所得区分の細分化が行われます。

また、今回より新たに「年間上限」の制度が新設されました。年間上限額を超えた部分は、患者が保険者に申請することで「償還払い」により支給されます。

適用区分		所得区分(年収)	2026年7月まで		2026年8月から		
70才未満	70才以上		月額上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	外来特例 (70歳以上)	年間上限 ※新設
区分ア	現役 並みⅢ	1,160万円～	252,600+1% <140,100>	—	270,300+1% <140,100>	—	1,680,000 (月平均 14 万)
区分イ	現役 並みⅡ	770～ 1,160万円	167,400+1% <93,000>	—	179,100+1% <93,000>	—	1,110,000 (月平均 9.25 万)
区分ウ	現役 並みⅠ	370～ 770万円	80,100+1% <44,400>	—	85,800+1% <44,400>	—	530,000 (月平均 4.42 万)
区分エ	一般 Ⅰ・Ⅱ	～370万円	57,600 <44,400>	18,000 (年 14.4 万)	61,500 <44,400>	22,000 (年 21.6 万)	530,000 (月平均 4.42 万)
区分オ	—	70歳未満 住民税非課税	35,400 <24,600>	—	36,900 <24,600>	—	290,000 (月平均 2.42 万)
—	住民税 非課税 世帯Ⅱ	70歳以上 住民税非課税	24,600	8,000	25,700 <24,600>	11,000 (年 9.6 万)	290,000 (月平均 2.42 万)
—	住民税 非課税 世帯Ⅰ	70歳以上 一定所得以下	15,000	8,000	15,700	8,000	180,000 (月平均 1.5 万)

< 新潟県保険医会 事務局休務のお知らせ >

休務期間：8月13日(木)～8月16日(日)

※8月17日(月)より通常業務となります。